

要旨

現代の民主国家における分離独立の正当化論の重心は、深刻な不正義からの「救済」を根拠とするものから、住民の意思表示そのものを最大の動因とする「プレビシット（住民投票）型」へと移行している。この変容は、分離独立の倫理を巡る問いを、「何が正義か」から「誰が、いかにして決めるのが正統か」という、民主的正統性の問題へと先鋭化させている。だが、この正統性の追求は、分離を望むデモス（Dx）と国家全体のデモス（Dy）のいずれが主権的な決定権を持つのかという「デモス問題」によって、理論的な袋小路に陥っている。この問題は、民主主義の内部論理だけでは解決不可能なパラドックスを内包しており、理論的・実践的に喫緊の課題となっている。

この難問に対し、近年の政治哲学は二つの有力な解決アプローチを提示してきた。第一に、ロン・レヴィらに代表される熟議民主主義的アプローチである。これは、ミニ・パブリックスのような公正な熟議プロセスを通じて、対立する党派間の合意を形成し、理性的な対話によって正統性を事後的に構築しようとする試みである。第二に、ルイス・ペレス＝ロサーノとヨウニ・レイニカイネンが精緻化した共和主義的アプローチである。これは、国家の権威の正統性そのものが、恒久的マイノリティが「任意の恒久的多数派」による「非支配（non-domination）」の状態にあることに依存するとし、そのための必須条件として、現実的な「退出」（exit）の可能性の保障を要求する。これは、国家の正統性を機能や正義のみに求める理論を退け、被治者の自律性を保障する古典的同意論を現代的に再構築する試みであると言ってよい。

本報告の目的は、これら二つのアプローチ間に存在する深刻なパラドックスを解明することにある。すなわち、正統性を構築するための「熟議」プロセスが、結果としてマイノリティの「退出」の道を閉ざす権限を持つ場合、その手続きは民主的な装置から、多数派による巧妙な「手続きによる支配」（procedural domination）へと転化してしまうのではないか。これは、物理的強制や法的差別といった直接的な抑圧とは異なり、民主主義の制度そのものを利用してマイノリティの政治的自律性を形骸化させる、より巧妙で根源的な支配形態を指し示すであろう。

この問いに答えるため、本稿は両アプローチを批判的に統合し、レキシカルに順序付けられた規範理論を提示する。その核心は以下の二つの原理からなる。第一に、全ての党派は、理想的戦略として、合意形成を目指す誠実な熟議・交渉プロセスに参加する倫理的義務を負う。第二に、国家側がこの第一の義務に違反して「手続きによる支配」を行使した場合、分離独立派は、支配から逃れるための最後の手段として、みずからのデモス内部で公正なレファレンダムを一方的に実施する救済的な正統性を獲得する。これは、対話の義務が放棄された時点で、正統性を巡る立証責任が国家側へと転換することを意味する。この理論的枠組みは、「非支配」の理念を最優先の原理と位置づけることで、熟議の役割を「退出の可否」の決定から「退出の公正な方法」の探求へと再定義し、「デモス問題」に対する新たな規範的解決の道筋を照らし出す。本報告は、共和主義における「非支配」の理念を最優先することで、熟議民主主義の持つ手続き的価値と、同意論に根差す退出の権利を調停し、一方的な現状維持という支配を退けつつ、分離プロセスを民主的かつ安定的な軌道に乗せるための理論的礎を築くものである。